

・平成29年度報酬改定対応について

平成29年報酬改定では、処遇改善加算の介護職員処遇改善加算の拡充が行われています。

1. 処遇改善加算について

平成29年4月から、**介護職員処遇改善加算**は

→ “**加算Ⅰ**” (新規)

“加算Ⅰ” → “加算Ⅱ”

“加算Ⅱ” → “加算Ⅲ”

“加算Ⅲ” → “加算Ⅳ” (“加算Ⅲ” の90%)

“加算Ⅳ” → “加算Ⅴ” (“加算Ⅲ” の80%)

に変更になりました。

(1) 事業者登録

処遇改善加算の新しい“加算Ⅰ”は、自動では変更されません。

新しい“加算Ⅰ”を算定するなど、処遇改善加算の変更がある事業所は、サービス内容の変更で平成29年4月1日～の履歴を作成して、新しい処遇改善加算を設定してください。

サービス提供期間

有効期間開始日	有効期間終了日	開始日	終了日
平成29年04月01日	無期限	平成29年04月01日	無期限
平成27年04月01日	平成29年03月31日		
平成24年04月01日	平成27年03月31日		

サービスごとの事業者名
サービス事業者名 フォーエヴァー事業所居宅介護
サービス事業者カナ名 フォーエヴァージョウカキョウカサシ

サービス種類
11:居宅介護
12:重度訪問
13:行動援護
15:同行援護
31:共同生活介護
32:施設入所支援

サービスごとの選択・設定項目
11:居宅介護

特定事業所加算 加算Ⅱ
処遇改善加算 加算Ⅰ

(2) サービス情報入力

事業者登録修正前にサービスを入力していた場合は、いったんサービスを削除して、入力し直してください。